

「西宮市障害福祉推進計画(素案)」に対する 意見提出手続(パブリックコメント)の結果を公表します

「西宮市障害福祉推進計画(素案)」に対する意見提出手続(パブリックコメント)について、ご意見の概要とそれに対する市の考え方をとりまとめましたので公表します。

(いただいたご意見は、原則として要約したものを記載しています。)



貴重なご意見をいただきありがとうございました！

1. 意見募集結果概要

【意見募集期間】 令和5年(2023年)12月11日 ~ 令和6年(2024年)1月16日

【意見提出者数】 16名

【意見提出件数】 40件

◀回答分類別▶

回答分類	説明	件数
① 素案に記載済の内容です	いただいたご意見の内容は既に素案に盛り込まれています。	0
② 素案を修正します	いただいたご意見をもとに素案を修正します。	4
③ 今後の参考・検討とします	素案の修正はしませんが、いただいたご意見は今後の参考(検討)にします。	27
④ 素案のとおりとします	ご意見の反映や対応が困難、または、市の考え方と方向性が合致しない内容です。	8
⑤ その他	素案の内容と直接関係のないご意見、感想等(①~④に該当しないもの)。	1
	合計	40

問合せ先:西宮市障害福祉課 電話:0798-35-3147 / ファックス:0798-35-5300

2. ご意見の概要及び市の考え方について

(1) 第1章 計画の策定にあたって

回答分類 | ①素案に記載済 ②素案を修正 ③今後の参考・検討 ④素案のとおり ⑤その他

No.	ご意見の概要	件数	市の考え方	計画ページ	回答分類
1	「障害のある児童」「療育・発達支援が必要な子供」「障害のある子供」については、定義が異なるのか。	1	18歳未満の身体障害者手帳、療育手帳を所持している方を対象としたアンケートの結果や主に障害者手帳所持を条件としているサービス等の説明では「障害のある児童」という文言を用いています。	P3 ほか	④
2	企業の回答率がたいへん低く、これではあまり参考にならない気がします。なぜ回答されないかを分析し、「障害」に関心のない企業からこそ意見を採取できるようにしてください。	1	企業向けのアンケートでは、郵送回収のほか、インターネットでの回答フォームも設けるなど、回答率の向上に努めました。アンケートの性質上、聞き取りが不十分な点はありますが、あいサポート運動や障害者就労支援事業等を通じ、今後も意見の聴取に努めてまいります。	P4	③

(2) 第2章 障害のある人を取り巻く現状と課題

回答分類 | ①素案に記載済 ②素案を修正 ③今後の参考・検討 ④素案のとおり ⑤その他

No.	ご意見の概要	件数	市の考え方	計画ページ	回答分類
3	障害は「社会モデル(人権モデル)」でとらえることが世界では主流になっていますが、この計画にその理念が見えません。「障害のある人とは」だけでなく、「障害とは」を定義して「環境や社会のあり方の問題」であることを明記してください。	1	いただいたご意見を踏まえP.1「1 計画策定の趣旨」に追記するとともに、P.6「(1)「障害のある人」とは」という標題が限定的な印象を与えるため、削除します。	P6	②

No.	ご意見の概要	件数	市の考え方	計画ページ	回答分類
4	移動支援事業について、需要の高さに対する供給量の不足について、どのような方策があるのかが示すべき。	1	移動支援の需要に対する供給量の不足については、今後市として対応可能な施策を検討してまいります。	P17	③
5	「障害のある児童のおよそ9割が希望通りの保育所、幼稚園、児童発達支援センターや学校等に通っている」とありますが、それはだれの希望でしょうか。本当に本人の意思に基づいているのか、丁寧に見るべきです。	1	18歳未満の身体障害者手帳、療育手帳を所持している方を対象としたアンケートにおいて、「あなたが、現在通っている学校・園などは、希望通りですか。」という質問に対し、「希望通りの学校・園に通っている」と回答された方の割合が87.0%、「希望通りの学校・園に通えていない」と回答された方の割合が6.5%でした。アンケートは本人が回答する場合のほか、家族が本人の立場に立って回答する場合などもありますが、引き続き、障害のある人本人の意思を尊重できるよう、意見聴取の方法やタイミングを工夫するなどし、施策の実施に努めてまいります。	P19	③
6	「児童発達支援センター」のみに、学校との連携や発達支援の充実が望まれているのか。民間の児童通所事業所は含まれないのか。	1	障害のある児童の家族を対象としたアンケートで、「あなたが児童発達支援センターに期待するのはどのようなことですか」という質問に対する回答をまとめたものであり、その他の児童通所事業所は含まれておりません。	P19	④
7	およそ1割の障害のある児童が、放課後等デイサービスや図書館等を利用したくても利用できていないのはなぜかを明らかにして方策を定めるべきである。	1	放課後等デイサービスの利用にあたっては、利用促進だけでなく、サービスの利用方法等についての検討を行っていく必要があると考えております。そのためには課題の背景や周辺環境を確認する必要があり、今後の検討を行ってまいります。その他施設の利用にあたっては、ニーズの把握に努めるとともに、あいサポート運動等を通じ、理解の促進を図ってまいります。	P19	③

回答分類 | ①素案に記載済 ②素案を修正 ③今後の参考・検討 ④素案のとおり ⑤その他

No.	ご意見の概要	件数	市の考え方	計画ページ	回答分類
8	差別解消法の認知度はわずか1割、共生条例はさらに低いと思われます。広報する際、「何が差別にあたるか」の周知もお願いします。また、「教育分野の相談は教育委員会に」ということになっていますが、教育委員会が差別をしてしまうこともあり、独立した第三者機関の設置が必要です。	1	障害者共生条例の啓発パンフレットや障害者差別と配慮の事例集において、差別の例示や望ましい配慮を掲載しており、引き続き、啓発に努めてまいります。第三者機関については、「障害者総合相談支援センターにのみや」や県、国等の相談窓口があり、それらの窓口の周知にも引き続き努めてまいります。	P21	③

(3) 第3章 計画の基本的な考え方

回答分類 | ①素案に記載済 ②素案を修正 ③今後の参考・検討 ④素案のとおり ⑤その他

No.	ご意見の概要	件数	市の考え方	計画ページ	回答分類
9	障害の「ある人」と「ない人」を区別した表現をすることが適切なのか。同様に「どんなに障害が重い人でも」という表現が「障害の軽い人」という存在を認めることとなり「障害の軽い人」に対する支援の必要性に強弱をつけるものになりかねない表現ではないか。	1	ご指摘の通り、障害のある人とない人等を区別する表現を改めます。	P23	②
10	「障害者基本法等でうたわれている障害福祉施策の考え方や方向性に即したものになっている」という表現に象徴されるように、国の基本指針ではこうで、それに即しているということに終始しており、「発展性のある計画となるように」という箇所が見いだせないように感じる。	1	西宮市障害福祉推進計画策定委員会や西宮市地域自立支援協議会での協議を踏まえ、成果目標等については、国が示す基本指針で設定することとされている目標及び指標を本市においても設定し、その進捗について検証していくこととしております。また、計画の基本理念やそれに基づく施策等については、同委員会や同協議会での協議等を踏まえ、本市のこれまでの障害福祉施策の考え方や方向性を継承した記載をしております。	P23	③

(4) 第4章 施策の展開

回答分類 | ①素案に記載済 ②素案を修正 ③今後の参考・検討 ④素案のとおり ⑤その他

No.	ご意見の概要	件数	市の考え方	計画ページ	回答分類
11	「設置済」など、成果目標と実績が同じものがある。「済」なら目標は設定せず「取り組みなし」でいいのではないか。程度等が求められているのであれば数値を示すべきである。「構築」「整備」「確保」などはどう使い分けているのか。	1	児童発達支援センターなど国が令和8年度までに設置を求めているもので、既に西宮市において設置されているものについては、現状と目標をそれぞれ「設置済」とし、既に目標が達成されていることを示しており、令和8年度においても継続して取り組むこととしているため、素案の通りとします。「構築」「整備」「確保」などの表現については、国が示す基本指針に即した記載としております。	P27 ～ P49	④
12	耳が聞こえない人で、電話ができない人のために、市とビデオチャットができるようにしてほしい。	1	ビデオチャットを用いて市役所等と通信する手段としましては、一般財団法人日本財団電話リレーサービスが提供する「電話リレーサービス」がございます。 電話回線所有者からの負担金を基に公共インフラとして整備されたサービスでございますので、こちらをご活用ください。	P30	⑤
13	聴覚障害のある方や耳の不自由な高齢者との意思疎通の手段である透明ディスプレイを公共機関等に常設してほしい。	1	透明ディスプレイ、音声の文字化アプリや機器など、コミュニケーション支援を目的とした機器等の導入につきましては、その費用と効果を確かめたうえで検討してまいります。	P30	③
14	手話通訳者不足の改善をお願いしたいです。	1	本市では、手話通訳者として活動するために必要な技術と知識を習得するための養成講座を継続的に実施しております。引き続き幅広く受講できる機会を整えながら、手話通訳者増に向けて取り組んでまいります。	P30	③

No.	ご意見の概要	件数	市の考え方	計画ページ	回答分類
15	西宮市内で、ろう者や難聴の女性が集まって、手芸をしたり、交流する場を作ってほしい。	1	素案P.47にも記載のとおり、本市では、障害のある人を含めた様々な人が集まり交流する場である共生型地域交流拠点や地域のつどい場の設置・運営を支援しております。 今後も様々なご意見をいただきながら、様々な方が参加・交流できる取り組みを推進して参ります。	P30	③
16	ろう者が暮らしやすい環境を作ってほしい。情報保障や手話のある環境（市役所の窓口や病院、美術館、博物館等で手話ができる人が対応したり、タブレットを使った手話対応を行うこと）を実現してほしい。ろう者家族とその子供と一般の家庭の子供たちがお互いに交流して生きてほしい。	1	市役所本庁舎におきましては、設置手話通訳者を配置して必要に応じて庁内の窓口で手話通訳を行っているほか、官公庁の手続や医療機関受診にあたっては、手話通訳者を派遣し情報保障を行っております。 その他施設等における、手話をはじめとした意思疎通手段の普及におきましては、あいサポート運動等を通じて事業者への理解を求め、障害のある人の社会参加の促進に努めてまいります。	P30	③
17	聴覚障害者は外見では気づかない障害なので、災害時バンダナを導入し、個人に配布したり、避難所に設置してほしい。	1	災害発生時に障害や特性を周囲に明示する手段の一つとして、今後の取組の参考とさせていただきます。	P30	③
18	手話通訳者の派遣範囲を広げてほしい。範囲を限定せず、交流親睦でも利用できるようにしてほしい。	1	本市では、手話通訳者として活動するために必要な技術と知識を習得するための養成講座を継続的に実施しております。 手話通訳者の派遣範囲等の拡大につきましては、養成講座の実施を通じて	P30	③
19	手話通訳者が足りていないことを聴覚障害者は不安に思っています。派遣回数や内容に制限があり不便なことも多いです。聴覚障害者の情報保障のためによりしく願います。	1	担い手を充実させるとともに財政状況を勘案しながら検討してまいります。	P30	③
20	意思疎通支援者が増えるような仕組み作りのため、お金の流れ作りに今以上に力を入れてほしい。	1	意思疎通支援者の充実につきましては、養成講座の継続的な実施に努めてまいります。	P30	③

No.	ご意見の概要	件数	市の考え方	計画ページ	回答分類
21	大学との連携を図り、手話通訳者や要約筆記者が増えるように取り組んでほしい。	1	西宮市の手話通訳者及び要約筆記者としての活動にあたっては、公的派遣として活動する通訳者等の質を担保するため、養成講座の修了と全国統一試験の合格を条件としております。 SNSの活用や大学等へも広報を行い、若年者を含む多くの方に養成講座を受講いただけるよう取り組んでいるところです。	P30	③
22	手話通訳者を増やすため、手話に興味を持ってもらえる人の間口を広げる環境の改善を進めてほしい。	1	本市では、手話通訳者養成講座のほか、初心者向けの入門講座を実施しております。手話を学ぶ機会を幅広く知っていただくため、市政ニュースやホームページ、SNS等も活用しながら、広報に努めてまいります。	P30	③
23	難聴児や障害児も地域活動支援センターを利用できるようにしてほしい。	1	15歳以上の障害児は利用の対象になっております。15歳未満の障害児や難聴児につきましては、現在のところ利用対象にする予定はありません。	P34	④
24	保育所、幼稚園や学校に並列して、児童発達支援センターのみが記載されているが、児童発達支援事業所や放課後等デイサービスやこども未来センター診療所や地域の医療機関で提供される療育・発達支援については含まれていないのか。	1	18歳未満の身体障害者手帳、療育手帳を所持している方を対象としたアンケートにおいて、「あなたが主に通っている学校・園などの種類はどれですか。」という質問の結果について記載しており、回答の選択肢に未就学児を対象とした児童発達支援事業所は含まれておりますが、ご意見にあるその他の機関等については含まれておりません。	P35	④
25	基本施策3においては、こども未来センターだけでなく、北山学園や民間も含めて、市内の「児童発達支援センター」についての取り組みが記載されるべきである。	1	改正児童福祉法で児童発達支援センターは、児童発達支援を行うほか施設の有する専門性を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる家族への援助・助言を合わせて行う地域の中核的な療育支援施設であると明確化されたことから、市立のこども未来センター及び北山学園については今後の役割について再検討を行う予定です。	P35 ～ P37	③

No.	ご意見の概要	件数	市の考え方	計画ページ	回答分類
26	「市立の児童発達支援センターの一つであるこども未来センター」という表記があるが、児童発達支援センターはわかば園であり、わかば園やこども未来センター診療所等を統合して設立されているのがこども未来センターという組織（施設）ではないか。	1	心身の発達に課題を持つ子供の増加傾向が見られる昨今において、児童発達支援センターの役割や機能は以前に比べ変わってきており、特に地域における障害児支援について強化することが求められています。児童発達支援センターに求められる幅広い地域支援は、こども未来センター全体で対応している現状を鑑み、主に機能的な面においては、こども未来センターを児童発達支援センターとして位置付けられるものと考えております。	P36	④
27	行きすぎた「早期発見、早期療育」が子育て不安を急増させています。こどもの中に課題を探すのではなく、子どもたちのさまざまな個性、特性が「課題」にならないようなまちをめざす、そんな方針にしていきたいです。	1	保健福祉センターでの乳幼児健診や相談事業では、発達特性に応じた助言や情報提供などを行うことで、保護者の困りごとを軽減できるよう支援しております。引き続き、保護者の悩みに寄り添いながら、不安にさせることなく支援できるように努めてまいります。 こども未来センターでは、発達特性に関して困りごとを感じておられるケースについて、相談対応などにより状況を把握し、家族をはじめとする支援者への対応や生活場面での工夫を行うことで困りごとを軽減できるよう、支援を行っております。さまざまな個性を持つ子供たち皆が過ごしやすい社会を目指し、今後も一般市民向けの講演会やホームページによる情報発信、関係機関職員向け研修の充実等により知識の普及や地域支援力の底上げを図り、困りごとの軽減に向けて共に考え支援を行っていくよう努めてまいります。	P36	③
28	事業所の情報を集約・蓄積し、必要に応じて情報を、「誰に」提供できるようにするのか。	1	主に、障害児通所支援事業所の利用を希望される市民に対しての情報提供であることを追記します。	P37	②

No.	ご意見の概要	件数	市の考え方	計画 ページ	回答 分類
29	<p>医療的ケア児について、「動けない子」の視点しかないようです。医療的ケアが必要でも歩けたり走れる人もいます。デイサービスを探すにあたって、重症心身障害児ではないという理由で看護師がいるところにも断られます。かといって、看護師がいないデイサービスは使えません。まず、こういう子供がいることを認識してほしいです。市としても、「動ける医療的ケア児」が入れるところをしっかりと掲示してほしいです。また、令和8年にやっとコーディネーターがつくようですが、もっと早まってほしい。</p>	1	<p>医療的ケア児や重度心身障害者に関わらず、歩行等が可能な身体状況の対象者がいることは本市としても認識しております。今回いただいたご意見は今後の計画への記載や事業所の啓発の参考とさせていただきます。</p>	P37 P56 P65	③
30	<p>障害ある子もない子も共に育つ、インクルーシブな教育を望んでいます。他市ですでに実践されているところを参考にしてほしい。 国がすすめている「インクルーシブ教育システム」は分離教育であり、インクルーシブと真逆のものです。</p>	1	<p>インクルーシブ教育システムの構築のために、障害のある子供と障害のない子供が、可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指しております。インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も確に答える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。今後も、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、子供一人一人の教育的ニーズに最も確に答える指導を提供できるよう、取り組んでまいります。</p>	P39	④
31	<p>インクルーシブ教育推進のため、教育委員会と連携し、就学のプロセスの見直しと通学支援の充実にもあたってください。</p>	1	<p>就学にあたっては、子供一人一人の障害の状態等や教育的ニーズ、本人及び保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、就学先の学校や学びの場を検討しております。その際、保護者との合意形成を図りながら、就学先を決定していくことが重要と考えます。 通学支援に係る関連事業については、ご意見いただいた部分も含め、教育・福祉の連携を図りながら今後も市として検討を行ってまいります。</p>	P39	③

No.	ご意見の概要	件数	市の考え方	計画 ページ	回答 分類
32	「教職員・子供・保護者の障害に関する理解促進を図ります」は、複数の解釈があり得るので、主語述語等の明示がある方がわかりやすい。	1	教職員や子供、保護者に対して、障害に関する理解の促進を市全体として取り組んでまいります。	P39	③
33	このページの冒頭文や中身の主語は誰なのか。	1	冒頭文の主語については担当部局である教育委員会ですが、中ほどの「成果目標」については、市全体で取り組む項目と考えます。インクルーシブ教育システムの構築については、教育委員会が主に取り組んでいるもの、医療・福祉などの関連部局が関係機関と連携して取り組んでいるものがあると考えます。	P39	④
34	障害理解を深めるという目的で、例えば公共施設や公共交通機関などに当事者が理解して欲しいことや困っていることを掲示するなど、具体例を伝える活動を広げてほしい。	1	あいサポート運動を通じ、必要な配慮等についての啓発に努めてまいります。また、これまでヘルプマークのポスターを作成し、公共施設、公共交通機関での掲示を行ってまいりましたが、現在では、公共交通機関などでは独自のポスター等を掲示しているところもあり、引き続き連携して理解の促進に努めてまいります。	P46	③
35	共生のまちに向け、イベントでの啓発や福祉教育といった表層的なことではなく、「ともに暮らす(過ごす)にあたって、何がネックになっているのか」という根本的な問題を洗い出し、そこを多様な立場、機関の人たちが連携して解消していくようなとりくみを進めてください。	1	西宮市地域自立支援協議会や関係機関と連携し、共生のまちづくりの推進に努めてまいります。	P46	③

(5) 第5章 障害福祉サービス等の提供体制の整備

回答分類 | ①素案に記載済 ②素案を修正 ③今後の参考・検討 ④素案のとおり ⑤その他

No.	ご意見の概要	件数	市の考え方	計画ページ	回答分類
36	「サービス等の利用量や提供事業所数は増加傾向にあり」とあるが、サービス利用の需要のギャップについて分析し、どのような方策が必要か明示すべき。特に計画相談支援については、セルフプランではなく、計画相談支援利用を促進するのか、しないのか。そのために策を講じるのかしないのか、具体的な方針を示すべき。	1	サービス利用の需要のギャップを含め、サービス利用を進めていくうえでの課題については、これまでの実績等を考慮しながら様々な面から分析を進めたうえで、必要な施策について検討を行っていきたいと考えております。 また、計画相談支援については早急に方針を定めるように努めます。	P50	③
37	「各種サービスの提供体制を確保するための方策」が記載されていない。事業所数や事業規模を想定しているのか、もしくは、自然増を期待しているのか明示すべきである。西宮市にとって必要な支援、事業を行っている事業所や人材を誘致するような取り組みも必要である。	1	P.26からP.49までの「第4章施策の展開」において記載する施策を実施していくことでサービス提供体制を確保する旨を追記します。	P50 ～ P65	②
38	障害福祉サービス等の利用実績について、今期の数値を達成と評価しているのか、未達成なのか。これらを検査して、課題を抽出してこそPDCAではないか。	1	障害福祉サービス等の利用実績について、前回の計画策定時における各年度の見込量と実績を比較すれば、概ね達成しておりますが、障害福祉サービス等の利用ニーズについては社会情勢の変化等によりその時々で異なるため、今後においても課題分析や必要な施策についての検討を進めていく必要があると考えます。障害福祉サービス等の実施状況など、障害福祉推進計画の進捗については、西宮市障害福祉推進計画策定委員会や西宮市地域自立支援協議会において報告し、PDCAサイクルに基づく評価と見直しを行ってまいります。	P59 ～ P65	③

回答分類 | ①素案に記載済 ②素案を修正 ③今後の参考・検討 ④素案のとおり ⑤その他

No.	ご意見の概要	件数	市の考え方	計画ページ	回答分類
39	手話通訳者の増員に向け、手話入門講座の定員や講座の実施回数を増やしてほしい。	1	初心者向けの手話講座は、需要が高く本市では毎年2講座を開講しておりますが、講座のさらなる拡大については、会場や講師等、必要な資源を確かめながら検討してまいります。	P63	③

(6) その他

回答分類 | ①素案に記載済 ②素案を修正 ③今後の参考・検討 ④素案のとおり ⑤その他

No.	ご意見の概要	件数	市の考え方	計画ページ	回答分類
40	障害者に対して、思いをいつも聞いて頂けて、新しい情報を手に入れることが出来ています。行政の方が、一歩二歩先のことを考えて工夫していくことは、西宮市民の1人として大変助かっています。それでも地域の中で、福祉の手が届きにくい方々も多いです。	1	本市では、地域共生社会の実現に向けて、困りごとを抱えた個人や世帯が孤立しないために、住民同士の気かけ合い、支え合いの関係性の構築や、誰もが出会い交流し、参加や活躍ができる場や居場所づくりを推進し、地域づくりに向けた支援を推進して参ります。	-	③

3. 「西宮市障害福祉推進計画（素案）」にかかる修正箇所対応表

(1) パブリックコメントの意見を受けて修正した箇所

No.	意見 NO.	修正前	修正後	計画 ページ
1	3	<p>1 計画策定の趣旨</p> <p>近年、障害のある人の高齢化と障害の重度化が進む中で、障害福祉のニーズはますます複雑多様化しており、すべての人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。</p>	<p>1 計画策定の趣旨</p> <p>近年、障害のある人の高齢化と障害の重度化が進む中で、障害福祉のニーズはますます複雑多様化しており、<u>また、心身の機能に障害があること自体が問題なのではなく、障害があるために当たり前の生活ができなくなる社会のあり方が問題であるとする「社会モデル」など、障害に関する理解を深め、</u>すべての人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。</p>	P1
2	3	<p>1 障害のある人の状況</p> <p><u>(1) 「障害のある人」とは</u></p>	<p>1 障害のある人の状況</p> <p><u>(標題を削除)</u></p> <p><u>以降の項番、繰り上げ</u></p>	P6 ～ P16
3	9	<p>1 計画の基本理念</p> <p>だれもが人として尊重しあい、支えあうまち</p> <p><u>障害のある人となない人とが</u>社会の一員として、互いに尊重しあいながら、差別も偏見もなく、ともに住み、働き、学び、憩えるようなまちをつくる。</p>	<p>1 計画の基本理念</p> <p>だれもが人として尊重しあい、支えあうまち</p> <p><u>障害の有無にかかわらず誰もが</u>社会の一員として、互いに尊重しあいながら、差別も偏見もなく、ともに住み、働き、学び、憩えるようなまちをつくる。</p>	P23

No.	意見 NO.	修正前	修正後	計画 ページ
4	9	<p>1 計画の基本理念 だれもが人として輝き、自立した生活をおくれるまち</p> <p><u>どんなに障害が重い人でも</u>地域社会のなかで自立した質の高い生活をおくれるとともに、意思疎通のための手段の選択の機会が確保され、社会を通じて自己実現を図れるようなまちをつくる。</p>	<p>1 計画の基本理念 だれもが人として輝き、自立した生活をおくれるまち</p> <p><u>どのような障害のある人でも</u>地域社会のなかで自立した質の高い生活をおくれるとともに、意思疎通のための手段の選択の機会が確保され、社会を通じて自己実現を図れるようなまちをつくる。</p>	P23
5	9	<p>1 計画の基本理念 だれもが身近な地域でともに暮らせる生活支援の充実したまち</p> <p><u>障害のある人とない人とが</u>地域社会のなかでともに生活し、障害のある人の希望や取り巻く環境、ライフステージに応じて必要となる生活基盤や支援が整ったまちをつくる。</p>	<p>1 計画の基本理念 だれもが身近な地域でともに暮らせる生活支援の充実したまち</p> <p><u>障害の有無にかかわらず誰もが</u>地域社会のなかでともに生活し、障害のある人の希望や取り巻く環境、ライフステージに応じて必要となる生活基盤や支援が整ったまちをつくる。</p>	P23
6	28	<p>②こども未来センターによる障害児通所支援事業所との連携の充実</p> <p>●市内障害児通所支援事業所と連携し、事業所の情報を集約・蓄積し、必要に応じて提供できるよう情報の整理に努めます。</p>	<p>②こども未来センターによる障害児通所支援事業所との連携の充実</p> <p>●市内障害児通所支援事業所と連携し、事業所の情報を集約・蓄積し、必要に応じて<u>障害児通所支援事業所の利用を希望される市民等に</u>提供できるよう情報の整理に努めます。</p>	P37
7	37	<p>2 障害福祉サービス等の見込量の考え方と確保方策</p> <p>設定した見込量については、本市の障害のある人の地域生活と社会参加を支援する基盤を構成するものです。本市においては、サービス等の利用量や提供事業所数は増加傾向にあり、<u>引き続き適切な支給決定に努めるとともに、事業者に対する実地指導等により、サービスの質の担保に努めます。</u></p>	<p>2 障害福祉サービス等の見込量の考え方と確保方策</p> <p>設定した見込量については、本市の障害のある人の地域生活と社会参加を支援する基盤を構成するものです。本市においては、サービス等の利用量や提供事業所数は増加傾向にあり、<u>第4章で掲げた各施策の実施を通じ、サービスの確保及び質の担保に努めます。</u></p>	P50

(2) パブリックコメントの意見以外で修正した主な箇所 (軽微な修正を除く)

No.	修正前	修正後	修正理由	計画 ページ
1	<p>1 計画策定の趣旨 (略)</p> <p>国においては平成26年1月の障害者権利条約の批准とそれを契機とした国内法の整備・改正が行われ、障害者支援に関する制度や施策の考え方は近年大きく変化しています。</p>	<p>1 計画策定の趣旨 (略)</p> <p>国においては平成26年1月の障害者権利条約の批准とそれを契機とした国内法の整備・改正が行われ、<u>また、令和4年9月には国際連合障害者の権利に関する委員会の総括所見における勧告を受け、</u>障害者支援に関する制度や施策の考え方は近年大きく変化しています。</p> <p>近年の国の動向 <u>令和4年9月 国際連合障害者の権利に関する委員会の総括所見における勧告 (追記)</u></p>	障害福祉推進計画策定委員より意見があったもの	P1
2	<p>○難病 / 特定医療費 (指定難病) 受給者</p> <p>難病とは「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」をいい、医療費助成の対象となる<u>338</u>の疾病 (<u>令和5年4月1日現在</u>) が指定難病とされています。指定難病の医療費助成を受けている人を特定医療費 (指定難病) 受給者といいます。</p>	<p>○難病 / 特定医療費 (指定難病) 受給者</p> <p>難病とは「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」をいい、医療費助成の対象となる<u>341</u>の疾病 (<u>令和6年4月1日時点</u>) が指定難病とされています。指定難病の医療費助成を受けている人を特定医療費 (指定難病) 受給者といいます。<u>なお、障害福祉サービス等の対象となる難病は、障害者総合支援法独自の対象疾病を加え、369疾病 (令和6年4月1日時点) となります。</u></p>	障害福祉推進計画策定委員より意見があったもの	P6

No.	修正前	修正後	修正理由	計画 ページ
3	<p>②地域生活支援拠点等の整備</p> <p>●地域共生館「ふれぼの」の自立生活準備室の利用による体験の機会・場の提供や、緊急時における制度外支援事業の利用、基幹相談支援センターや指定特定相談支援事業所等との連携によるサービス提供体制の確保等により、障害のある人やその家族等が地域で安心して生活できるよう支援します。</p>	<p>②地域生活支援拠点等の整備</p> <p>●地域共生館「ふれぼの」の自立生活準備室の利用による体験の機会・場の提供や人材育成の仕組みを活用し、地域生活移行を促進するとともに、緊急時における制度外支援事業の利用、基幹相談支援センターや指定特定相談支援事業所等との連携によるサービス提供体制の確保等により、障害のある人やその家族等が地域で安心して生活できるよう支援します。</p>	第4回障害福祉推進計画策定委員会の意見を踏まえたもの	P29
4	<p>②福祉的就労の場の充実</p> <p>●障害のある人の希望を尊重し、自分に合う働き方が選択できるよう、地域自立支援協議会の取組による情報提供や、就労継続支援事業所や地域活動支援センターなどの日中活動の場の確保により、選択肢の充実を図ります。</p>	<p>②福祉的就労の場の充実</p> <p>●障害のある人の希望を尊重し、自分に合う働き方が選択できるよう、地域自立支援協議会の取組による情報提供や、就労継続支援事業所や地域活動支援センターなどの日中活動の場の確保により、選択肢の充実や質の向上を図ります。</p>	第4回障害福祉推進計画策定委員会の意見を踏まえたもの	P34
5	<p>③継続的な支援体制づくり</p> <p>成果目標 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置</p>	<p>「④医療的ケア児の支援」に移動</p>	障害福祉推進計画策定委員より意見があったもの	P37
6	<p>⑤放課後の居場所の充実</p>	<p>⑤放課後の居場所の充実</p> <p>●地域自立支援協議会を中心に、障害のある子供の居場所についての課題解決に向けた検討を進めます。 (追記)</p>	第4回障害福祉推進計画策定委員会の意見を踏まえたもの	P38
7	<p>②地域福祉活動の推進</p> <p>●地区ネットワーク会議で、地域ニーズと課題の把握、課題解決に向けて住民及び各専門機関と連携して、地域における支援体制づくりを図ります。</p>	<p>②地域福祉活動の推進</p> <p>●地区社協圏域において、障害当事者も主体的に参画できる地域づくりに向けて、地域の諸団体、企業や社会福祉法人、特定非営利活動法人等の多様な個人や団体がつながり、顔の見える関係をつくる「地区ネットワーク会議」の普及・実施を進めます。</p>	障害福祉推進計画策定委員より意見があったもの	P47

No.	修正前	修正後	修正理由	計画 ページ
8	<p>①地域生活支援拠点等の整備、検証及び検討</p> <p>地域生活支援拠点等に求められる機能として国が提唱するのは以下の5点ですが、必要な機能やその内容の充足の程度については、市町村が判断することとされています。本市は面的な整備体制を進めることとし、また、運用状況については西宮市障害福祉推進計画策定委員会で報告するとともに、本市に求められている機能とその充足の程度について、より正確に把握できるよう、必要に応じ、地域自立支援協議会において協議・検討を行います。</p>	<p>①地域生活支援拠点等の整備と運用状況の検証・検討</p> <p>地域生活支援拠点等に求められる機能として国が提唱するのは以下の5点ですが、必要な機能やその内容の充足の程度については、市町村が判断することとされています。本市は面的な整備体制を進めることとし、また、運用状況については西宮市障害福祉推進計画策定委員会で報告するとともに、本市に求められている機能とその充足の程度について、より正確に把握できるよう、必要に応じ、地域自立支援協議会において協議・検討を行い、機能の強化を図ります。</p>	第4回障害福祉推進計画策定委員会の意見を踏まえたもの	P52
9	<p>③就労定着支援事業所の利用者数</p> <p>令和3年度の就労定着支援事業の利用者数12人の1.41倍以上にあたる17人が令和8年度における就労定着支援事業を利用することを目標とします。</p>	<p>③就労定着支援事業所の利用者数</p> <p>令和3年度の就労定着支援事業の利用者数38人の1.41倍以上にあたる54人が令和8年度における就労定着支援事業を利用することを目標とします。</p>	記載誤り	P55